附　則

1　この変更は、平成二十二年十月一日から実施する。

2　この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第五号による加入者証については、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第七号による遠隔地被扶養者証については、平成二十二年十一月三十日までの間、なお従前の例による。

4　この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第七号の二による高齢受給者証、様式第八号による限度額適用認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十五号による特定疾病療養受療証については、当分の間、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

5　平成二十二年十月一日において現に存する変更前の様式第七号の二による高齢受給者証、様式第八号による限度額適用認定証、様式第八号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証及び様式第十五号による特定疾病療養受療証の用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

平成二十二年十月七日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一一号　日本私立学校振興・共済事業団

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成22年10月７日　福島県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　先崎　清

本籍地　福島県

免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

⑴　中学校教諭一種免許状（理科）

昭48中１普第802号

昭和49年３月31日、神奈川県教育委員会

⑵　高等学校教諭一種免許状（理科）

昭48高１普第886号

昭和49年３月31日、神奈川県教育委員会

2　失効年月日　平成22年９月10日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第３号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成22年10月７日　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日

愛知県　増田　晃次　昭和53年９月29日

2　免許状の種類、番号、授与年月日

⑴　高等学校教諭１種免許状（数学）、平12高１第1819号、平成13年３月31日

⑵　高等学校教諭１種免許状（工業）、平12高１第1840号、平成13年３月31日

⑶　中学校教諭１種免許状（数学）、平12中１第1406号、平成13年３月31日

3　授与権者　愛知県教育委員会

4　失効年月日　平成22年９月８日

5　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成22年10月７日　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日

岐阜県、堀部　和美、昭和26年８月21日

2　免許状の種類、番号、授与年月日

⑴　中学校教諭１種免許状（数学）、昭50中１普第4144号、昭和51年３月31日

⑵　高等学校教諭１種免許状（数学）、昭50高２普第5399号、昭和51年３月31日

3　授与権者　愛知県教育委員会

4　失効年月日　平成22年９月10日

5　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～60歳代前半の男性、身長168㎝位、体格中肉、着衣は紺色防寒ジャンパー、紺色長ズボン、黒色運動靴

上記の者は、平成22年９月13日午前８時44分頃、千葉県木更津市築地５番地１号地先雑木林内において白骨化した状態で発見された。死亡日は平成22年２月頃と推定される。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は木更津市無縁納骨堂に保管してあります。心当たりの方は、当市社会福祉課までお申し出ください。

平成22年10月７日

千葉県　木更津市長　水越　勇雄

公示送達

宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第72条第２項の規定による土地立入り通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえて、その内容を次のとおり公告する。

平成22年10月７日

栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業
宇都宮鶴田第２土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　栃木県宇都宮市鶴田町227番地３

氏名　中村　和平

2　土地の立入り通知の内容

あなたが所有する宇都宮市鶴田町227番４及び227番５の土地について、宇都宮鶴田第２土地区画整理事業施行条例第18条第４項の規定により、基準地積を定めるため、測量又は調査を行う必要がありますので、平成22年11月１日（月）から12月28日（火）まで立入ります。

以上、土地区画整理法第72条第２項の規定により、通知いたします。

なお、当該通知は栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号の市役所前掲示場及び栃木県宇都宮市鶴田町970番地１の子ども発達センター内において掲示する。

公示送達

宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業において、下記の者に対する宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業施行条例第18条第４項の規定による実測立会通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえて、その内容を次のとおり公告する。

平成22年10月７日

栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業
宇都宮鶴田第２土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　栃木県宇都宮市鶴田町227番地３

氏名　中村　和平

2　実測の立会い通知の内容

あなたが所有する宇都宮市鶴田町227番４及び227番５の土地について、宇都宮鶴田第２土地区画整理事業施行条例第18条第４項の規定により、基準地積を定めるため、土地の実測を行いますので、平成22年11月19日（金）午後２時に印鑑をご持参のうえ、現地までおいでください。

また、当日、あなたが出席できない場合は、委任した代理人が立ち会いますようお願いいたします。この場合は、代理人への委任状が必要です。

なお、当該通知は栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号の市役所前掲示場及び栃木県宇都宮市鶴田町970番地１の子ども発達センター内において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十二年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月七日

北海道沙流郡日高町富川東一丁目五番一一号　株式会社協友商事

代表清算人　本間　栄太